

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人弘友会（以下「当法人」という。）が開設する泉リハビリセンター（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り在宅ケアの支援に努める。

また、介護予防通所リハビリテーションは利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者および利用者家族の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、予め利用者の了解を得ることとする。

8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

施設名	泉リハビリセンター
所在地	岡山県総社市小寺995番地の1

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |     |                                       |                     |
|-----|---------------------------------------|---------------------|
| (1) | 管理者                                   | 1人(医師を兼務)           |
| (2) | 医師                                    | 1人以上(サービス提供日において)   |
| (3) | 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護若しくは介護職員      | 8人以上(サービス提供時間内において) |
|     | 内、専らリハビリテーションに当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 | 1人以上                |
| (4) | 栄養士又は管理栄養士                            | 1人以上                |
| (5) | 事務員                                   | 適当数                 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護・介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護及び介護を行う。  
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う
- (4) 管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (5) 事務員は、請求管理及び事務処理等を行う。

(営業日及びサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日を営業日とする。(ただし、12月31日～1月3日を除く。)
- (2) 営業日の9:30から15:45までをサービス提供時間とする。  
営業時間は8:15～17:15とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、80人とする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、低栄養

状態及びそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士又は栄養士が看護・介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービス提供を行う。

- 6 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、口腔機能の低下している利用者及びそのおそれのある利用者に対し、言語聴覚士又は看護職員が看護・介護職員等と共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づく適切なサービス提供を行う。
- 7 通所リハビリテーション計画に基づき、若年性認知症の利用者に対し、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う。
- 8 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法士等を中心に看護・介護職員等と共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービス提供を行う。
- 9 リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスの提供を行う。
- 10 サービスの開始に先立ち、利用者に対してサービスの提供に関する重要事項を記した文書を利用者又はその家族に交付説明し、利用者の同意を得る。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- （1） 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- （2） 食費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙利用料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

総社市

（身体の拘束等）

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について当施設職員に周知徹底を図る。
- （2） 虐待防止のための指針を整備する。
- （3） 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- （5） 虐待を発見した職員は、速やかに市町村に報告し、職員には市長村の通報先を周知

する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 他の利用者が適切な施設サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- ・ 当施設の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならない。
- ・ 当施設は全館禁煙・禁酒、酒類の持ち込みも禁止する。
- ・ 全ての持ち物には必ず分かりやすい箇所に名前を記入する。
- ・ 多額の現金、貴重品は持ち込まない。
- ・ ペットの飼育、持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ その他事業所の規則等を遵守しなければならない。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当法人職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事業継続計画の策定)

第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、当施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 18 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての当施設職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当施設職員に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において当施設職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(苦情処理)

第 24 条 当施設は、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設ける。(詳細は別途定める。)

2 当施設は、苦情申立に関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより当施設職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、当法人において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、令和 5 年〇月 1 日より施行する。

## 別紙利用料金表

### (1) 基本料金及び各種加算

介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書  
＜別紙2＞を参照ください。

### (2) その他の料金

#### ①食費

・昼食 625円/食（注1）

②基本時間外施設利用料 500円/30分（通所リハビリテーションのみ）

③おむつ代 実費相当額

#### ④通常の事業地域を越えての送迎費

・事業実施地域を越えてから片道概ね5km未満 100円

・事業実施地域を越えてから片道概ね5km以上 200円

・10km以上は5km増すごとに 100円

⑤喫茶利用料 50円/杯（注2）

⑥診断書等の文書交付 実費相当額

⑦その他費用 実費相当額

（利用者が希望する自己負担が適切と考えられるもの）

（注1）原則としてダイニング内で食事の提供をさせていただきます。なお、（介護予防）通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

（注2）利用者の希望によりおやつ以外の飲物を注文された場合。